

# 定 款

令和元年 6月 27日 変更

---

栗田工業株式会社

---

# 栗田工業株式会社 定款

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (商号)

当社は栗田工業株式会社と称する。

前項の商号は英文では **Kurita Water Industries Ltd.**とする。

### 第 2 条 (目的)

当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 水処理ならびに熱管理、汽缶管理（ボイラーサービス）
2. 水処理装置、大気浄化および排ガス処理装置、廃棄物処理装置その他の化学装置、機械および器具の設計、製作、販売
3. 装置、機械および部品類の精密洗浄および洗浄工事
4. 水処理装置およびプラント用充填剤等の再生、精製および販売
5. 化学薬品類および水類の製造販売
6. 医薬品、医薬部外品の製造販売
7. 上下水道および環境衛生施設ならびに土木建築工事の設計、施工、監理
8. 土壌汚染調査および診断ならびに汚染土壌浄化工事の設計、施工、監理
9. 空気調和、暖冷房、給排水衛生設備ならびにその他の管工事の設計、施工、監理
10. 一般および産業廃棄物処理および再資源化ならびに建築資材、燃料等の再生品の販売
11. 公園、遊園地等のレクリエーション施設およびスイミングプール、アスレチックジム等のスポーツ施設ならびに造園の企画、設計、施工、監理
12. 電気工事および電気通信工事の設計、施工、監理
13. 通信および計測制御の機器およびシステムの設計、製作、販売
14. 水質、大気およびその他の分析ならびに試験の業務

15. 日用品雑貨の販売ならびに清涼飲料の製造、販売
16. 環境管理および監査の企画、調査および教育ならびに地球環境保全に関する  
コンサルティング業務
17. 不動産の売買仲介、媒介、代理
18. 労働者派遣事業
19. 前各号に関する輸出入、代理仲介、請負およびリース業ならびに補修改造、  
維持管理およびコンサルティング業務
20. 前各号に付帯する一切の業務

### 第 3 条 (本店の所在地)

当社は本店を東京都中野区に置く。

### 第 4 条 (機関)

当社は次の機関を置く。

1. 株主総会
2. 取締役
3. 取締役会
4. 監査役
5. 監査役会
6. 会計監査人

### 第 5 条 (公告)

当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由  
によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載  
して行う。

## 第 2 章 株 式

### 第 6 条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は5億3,100万株とする。

### 第 7 条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、100株とする。

## 第 8 条 （自己の株式の取得）

当社は会社法第 165 条第 2 項の規定によって市場取引等により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

## 第 9 条 （株主名簿管理人）

当社は株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

## 第 10 条 （株式取扱規則）

当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか取締役会で定める株式取扱規則による。

# 第 3 章 株 主 総 会

## 第 11 条 （株主総会の招集）

当社の定時株主総会は毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要のある場合随時これを招集する。

## 第 12 条 （基準日）

当社は毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

## 第 13 条 （株主総会の議長）

株主総会の議長は取締役社長がこれにあたる。

取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序によって、他の取締役がこれに代わる。

## 第 14 条 （株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定め

るところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

#### **第 15 条 (決議の要件)**

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除くほかは、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によってこれを定める。

会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上によってこれを定める。

#### **第 16 条 (議決権の代理行使)**

株主は当会社の議決権を行使することができる他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は代理権を証明する書面を総会ごとに当会社に提出しなければならない。

#### **第 17 条 (株主総会の議事録)**

株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項はこれを議事録に記載し、議長および出席取締役が記名押印する。

### **第 4 章 取締役および取締役会**

#### **第 18 条 (取締役の数)**

当会社の取締役は 3 名以上とする。

#### **第 19 条 (取締役の選任)**

取締役は株主総会の決議によって選任する。

前項の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によってこれを定める。

取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

#### **第 20 条 (取締役の任期)**

取締役の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

補欠または増員として選任された取締役の任期は他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

## 第 21 条 （代表取締役および役付取締役）

会社を代表する取締役は取締役会の決議をもってこれを選定する。

取締役会の決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

## 第 22 条 （顧問）

取締役会の決議で当会社に顧問を置くことができる。

## 第 23 条 （取締役の報酬等）

取締役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は株主総会の決議によって定める。

## 第 24 条 （取締役会の招集）

取締役会を招集するには各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前までに通知を発する。ただし、緊急やむを得ないときはこの期間を短縮することができる。

取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなくこれを開催することができる。

## 第 25 条 （取締役会規則）

取締役会に関する事項については本定款のほか取締役会において定める取締役会規則による。

## 第 26 条 （社外取締役の責任限定）

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

# 第 5 章 監査役および監査役会

## 第 27 条 (監査役の数)

当会社の監査役は3名以上とする。

## 第 28 条 (監査役の選任)

監査役は株主総会の決議によって選任する。

前項の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを定める。

## 第 29 条 (監査役の任期)

監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。

## 第 30 条 (補欠監査役の選任)

当会社は法令または本定款に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。

補欠監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを定める。

## 第 31 条 (常勤の監査役)

監査役会の決議によって常勤の監査役を選定する。

## 第 32 条 (監査役の報酬等)

監査役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は株主総会の決議によって定める。

## 第 33 条 (監査役会の招集)

監査役会を招集するには各監査役に対して会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急やむを得ないときはこの期間を短縮することができる。

監査役会は監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなくこれを開催することができる。

### 第 34 条 (監査役会規則)

監査役会に関する事項については本定款のほか監査役会において定める監査役会規則による。

### 第 35 条 (社外監査役の責任限定)

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 会計監査人

### 第 36 条 (会計監査人の選任)

会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

前項の選任決議は出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によってこれを定める。

### 第 37 条 (会計監査人の任期)

会計監査人の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

### 第 38 条 (会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第 7 章 計 算

### 第 39 条 (事業年度)

当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

### 第 40 条 (期末配当)

当社は株主総会の決議によって毎年3月31日最終の株主名簿に記録されている株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当をする。



#### **第 41 条 （中間配当）**

当社は取締役会の決議によって毎年9月30日最終の株主名簿に記録されている株主または登録株式質権者に対し会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当をすることができる。

#### **第 42 条 （配当金等の除斥期間）**

期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。